12月議会の一般質問は、12月9日と10日に行われ今回は12名が質問を行いました。今回の質問は❶種子法が廃止され、種苗法も改正される中で「農業を守り、食の安心・安全について」❷クマの出没が多発する中で、「クマ被害対策について」❸新庁舎建設移転に伴う現庁舎などの保存・解体について」の三項目を質しました。

一、農業と食の安心・安全

種子法廃止で影響は

植田 種子法は1952年に制定。二度と国民を飢えさせない、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たす役割を定めたが、国の責任放棄と言える種子法が廃止され2年経つが、農家や生産者への影響は。

農林水産課長 島根県は種子法廃止後、平成30年4月に要項を定め、種子法廃止前と同じ種子生産供給に取り組み、種子条例の1月議会に提案されている。農家や生産者への影響はないと考えます。

植田 種子法が種子生産に関わる予算を国が責任を持つ根拠法だが、根拠法が無くなる事で予算の削減、縮小が懸念されるが市への影響は。

農林水産課長 島根県は種子法廃止後、財源は確保すると言われ、本市への影響はない。

植田 種を外資系の企業が支配、価格高騰や遺伝子組替え作物などの流入が懸念され、そうなった時、後悔しても「後の祭り」だ。国が責任を持つ法整備の復活についてどうか。

農林水産課長 県の動向を注視し情報収集を行い、種子等の安定的な確保施策に協力していく。

種苗法改正は隠れみの海外流出は止められない

植田 種苗法改正は「登録品種の自家増殖禁止、許諾制で海外に流出を防止する」は隠れみの。自家採種禁止と許諾制は、違反すると1千万円の違約金、十年以下の懲役に科せられ、自由な品種改良の意欲喪失、農業の魅力が薄れ、新規営農への影響を心配される。

農林水産課長 自家増殖、許諾は登録品種のみで、自家増殖に大きな影響はない。種苗法は国の法律であり、国や県の動向を注視するしかない。

植田 自家増殖で改良したものが、登録品種と同等品種になれば勝手に栽培すると違反、許諾が必要になり、品種改良意欲が失われ、種子法廃止と種苗法改正で、外資系企業に種子、種苗が独占され、ゲノム編集や遺伝子組換え作物が入ると、土地や作物への影響が出る。健康被害や生活破壊、生態系の影響を懸念するが。

農林水産課長 種苗法は、開発された品種の知的財産権を守る法律で、遺伝子組換えの作物の利用が促進されるとは考えてない。

植田 ゲノム編集や遺伝子組換えの苗が流通すると有機農業に多大な影響を与えるが。

農林水産課長 遺伝子組換え技術を利用しない事が基本であり、農業者はこれに基づいて実践をしており、種苗法改正による影響はない。

植田 有機栽培は、EUは規制が厳しく、日本の緩やかな規制では有機農業は危ない。種子法廃止時に「農業競争力強化支援法」が成立し「独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間業者への提供を促進する」となっており、この規則では外資系への種苗の海外流出は止められず、国内農業、食の安心・安全も守れない。

農林水産課長 登録品種が保護され品種開発が進み、農業者は品種選択の幅が広がると期待する。農業を守り食の安心・安全に影響はない。

植田 農業を守ることは日本の風土、家庭・家族関係や地域の歴史や文化を守る事だ。人口減少対策や地産地消の観点、更に気候や土壌に合った品種が大切である。次に職員と一緒に現地確認やクマの追い払いなど対策を講じ、危険性が高い場合は捕獲檻の設置を行い、県を通じて近隣市町の動向や事故等の情報を共有している。

又、集落や地域で勉強会を開催し、対策を県、市、地域、集落一体で取り組んでいます。

植田 人的被害を未然に防ぐ先手の対策が問われている。ゾーニング管理の取り組みは。

農林水産課長 クマと人とのあつれきを緩和し、人とクマのすみ分け対策のゾーニング管理を推進し、クマや人が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいる。

植田 ICTを活用した管理システムの導入、小型無人機ドローンの活用など注目もされている。後手の対策から先手の対策が求められるが、今後の効果的な対策は。

農林水産課長 保護鳥獣指定で捕獲等の積極的な対応は取れない。人身被害防止は、クマを誘引するごみや野菜等を人家周辺に放置しない、キャンプ場や山道のごみの持ち帰りの推奨、人家付近の柿、栗等の果樹等の早期収穫や伐採、農林業畜産被害防止対策は、農地等への電気柵の設置、山林へ入る時は2人以上で行動し、鈴、笛、ラジオなど音の出るものを身につけ、クマに自分の存在を知らせるなど、市民の皆様と一緒に実施していく事で、クマとの遭遇のない住環境を作り上げる事ができる。

植田 先手々の対策は難しいとの事、保護しながら、住環境も守る対策は問われている。次に政負担が生じる。

植田 結論の先送りは無駄な経費がかかる事になる。パブリックコメント等の開催を含め、判断の時期は。

建設政策課長 判断には活用方法の検討、耐震改修事業費、利用年限の設定、国の補助事業（事業手法）など、第三者の検討組織を設置して深める事が必要です。

市民への説明・意見を伺う説明会も必要と思います。判断時期は、来年度末を目標に検討作業も進めたい。

植田 建築的価値で保存しても、管理は全て行政の責任だ。維持管理費は大きな負担。人口減少の中、収益性の高い事業は難しい。

二、クマ被害対策について

保護動物のクマ目撃情報が近年多発し、10月に津和野町、11月に浜田市金城町で人身被害が出た。国の調査で、4月～9月1万3千件の目撃情報は過去5年間の同時期で最も多い。県内でも9月末871件と同時期1.2倍。熊の生息や出没の現状、目撃件数、クマの出没の増えた要因の分析は。

農林水産課長 平成26年～平成27年調査は460頭～1250頭が生息と推定され、令和2年10月末時点の目撃数は島根県内1107件、本市内では53件、昨年同時期島根県が757件、江津市23件で大きく増加した。出没増の要因は、山林のブナの実やドングリなど山の実りが少ない事や過疎化で山林の荒廃、耕作放棄地などが増え、クマの生育地が広がったと考えられる。

植田 捕獲状況と狩猟免許保有者の高齢化の減少による課題は。

農林水産課長 絶滅危惧種1種のクマは保護動物となっている。

令和2年10月末時点で捕獲数は錯誤捕獲や人身被害等の恐れで許可捕獲等、島根県内267頭、江津市4頭、昨年同期で島根県139頭、江津市1頭です。有害鳥獣被害軽減に狩猟免許取得者の確保は重要な課題です。現在68名の登録で、今後、確保に向け推進を図っていきたい。

植田 クマの出没は広域的で、他自治体との連携した対応が必要では。

農林水産課長 県と情報共有し、県

三、現庁舎など保存か解体か

新庁舎完成後、現庁舎を「保存か解体か」、老朽化も目立ち、耐震強化も必要。モダニズム建築の評価で観光資源、文化財的評価は。

建設政策課長 現庁舎は昭和37年3月に完成。世界的著名な近代建築家ル・コルビュジエに師事した建築家吉坂隆正氏の、唯一の市庁舎設計が江津市庁舎です。

国際学術組織の日本支部ドコモモジャパンが選定する日本におけるモダンムーブメントの建築に選ばれ、文化的建築価値が広く再認識され注目を集め、日本建築学会から、現庁舎の建築的価値の評価と保存に関する要望が出され、価値は広く内外から認められた。

観光的価値で現庁舎を保存活用は困難と考えます。

植田 保存のメリット、デメリットは。

建設政策課長 メリットは、財産の有効活用、価値を本市の高度成長期の歴史を後世に引き継げる。

デメリットは、活用案で、図書館、郷土資料館の活用には大規模な耐震改修、内外装、設備の改修費に多額の財

旧市民会館の解体は

旧市民会館も大変な負の遺産として残っているが。

建設政策課長 立地の東高浜地区は、狭隘な道路網の住宅地で、新たな建築行為は困難であり、人口減少が著しい老朽木造住宅密集地です。

平成22年度東高浜地区密集市街地整備事業に着手し、狭隘な生活道路拡幅に伴う移転者、旧市民会館を解体し、25戸程度の市営住宅と集会所を建設する計画は当初計画に比べて大きく遅延し、地域の高齢化で市営住宅建設の地域需要も低下、跡地利用が確定せず補助事業で解体ができない状況です。

現在は、PPP（官民連携の手法）で民間資本と民間ノウハウを活用（例えば、企業誘致の社員を対象にした共同住宅またはサービス付き高齢者住宅の建設）した、中心市街地の人口増加につなげる多様な手法を検討し、地元の民間事業者等とも協議し、調査検討を進め、見通しがつけば国庫補助事業での解体工事を進める。

植田 国の補助事業の活用との事だが、早急な対応の目途は。

建設政策課長 東高浜地区をモデルに国交省の空き家対策担い手強化・連携モデル事業の採択を受け、地元の民間事業者が、跡地利用も詳細な検討を進め、調査結果など参考に今後検討を深めていきたい。

植田 時期は1年とか2年とか、具体的に示せないか。

建設政策課長 民間手法の活用を前提に検討しており、時期を明確にお答はできないが、危険な建物を空き家に出来ない。早急な対応が必要と十分認識しています。

植田 市民に負の遺産を残さない、コロナ禍で3密を避ける避難所も必要で、複数確保する対策など「命・暮らしを守る事を最優先」に検討される事を申し上げて終わります。